

和歌山県有床診療所協議会会員事務局より会員の皆様へ

2019.1.21

文責：辻 興

明けましておめでとう御座います。

今年も和歌山県における有床診療所発展の為、会員の皆様のご支援宜しくお願い致します。

◇昨年12/4に当協議会のホームページ（ベータ版）を公開し、会員の皆様のお知恵をお借りして、内容の修正・充実を図っております。

◇そしてこの度、和有協ホームページ告知ポスター（A4）を作成し、ダウンロードページへの掲載が完了致しました。家庭用プリンターで出力可能ですので、まずは会員の皆様のクリニック待合室等に掲示頂き、かかり付け患者様のクチコミを用いた有床診告知活動を実施頂ければ幸いです。

◇また、前回の理事会において、勝田仁康先生、木下泰伸先生からの意見として、地域中核病院に患者様を紹介しても、リハビリの為の逆紹介が病院の回復期リハビリテーション病院に対して行われ、紹介元の有床診に帰してもらえない現状が判明致しました。リハビリ強化型の有床診療所では、より安価にサービスを提供できること、介護事業を行なっている有床診療所への転院は「自宅に帰った」とみなされ、紹介元の病院にとって「在宅復帰率」の上昇という点で病院への紹介よりもメリットがあることを地域中核病院の病診連携室担当者にアピールする必要があるとの結論に至りました。これに対し木下泰伸先生が、アピールの文面をご検討下さりましたが、ホームページ上への掲載方法を検討する過程において、「有床診療所を利用するメリット」の項目を追加し、その中に「患者様とご家族の皆様にとってのメリット」「地域中核病院の病診連携室の皆様へのメリット」「地域医療構想実現を目指す医療行政の皆様にとってのメリット」の三項目を新たに設定し、会員の皆様に有床診療所を利用するメリットの案を募集し、まとめてホームページに掲載する事と致しました。2ページ目に「有床診療所」を利用するメリットの「原案」を提示致しますので、是非、会員の皆様に、追加意見、修正意見などを頂ければと存じます。

3ページ目に回答用紙をお付け致しますので

1月27日までに会員事務局（FAX:0739-22-0538）までご回答頂きます様

宜しくお願い致します。

◇あと、ホームページの「これからの有床診療所」の中の「有床診療所新規プロジェクト」の項目ですが、会員の皆様の新規事業を協議会認定にて紹介するページです。「新たに介護事業を立ち上げた」「デイケアを開設した」「有料老人ホームを建てた」「サ高住を建てた」等ありましたら、株式会社ラカンの取材で会員の皆様の実費になりますが、事業紹介出来ますので、ご希望の方は是非会員事務局（FAX0739-22-0538）までご連絡下さい。

「有床診療所」を利用するメリット（原案）

「患者様とご家族」の皆様にとってのメリット

- ①高度な医療を要しない入院医療（慢性期医療や終末期医療、小手術等）を受ける場合は、病院よりも、入院基本料の安い有床診療所の活用で経済的負担が軽くなります。
- ②外来や在宅、介護サービス（有床診療所が提供）を受給中の病状急変時、直接かかりつけ医のクリニックに入院出来る為、患者様やご家族様の肉体的負担が軽減出来ます。
- ③常勤医が在籍する為、有床診療所は介護施設よりも安心した看取りを実現出来ます。
- ④24時間稼働している為、緊急時の対応に適しています。
- ⑤ショートステイやレスパイト入院にも活用できます。
- ⑥有床診療所は「病院から早期退院したが、自宅療養が困難」「リハビリが必要だが通院が困難」といった行き場のない患者様の受け皿となります。
- ⑦急性期病院からリハビリの為に転院を求められた場合、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士らが多く在籍する「リハビリ強化型の有床診療所」では、病院の回復期リハビリテーション病棟と同様の医療を、より格安で受けられます。

「地域中核病院の病診連携室」の皆様にとってのメリット

- ①介護施設や在宅では受け入れ困難な医療必要度の高い患者様の受け皿として最適です。
- ②常勤医が在籍する為、特養等の介護施設より看取り等の終末期医療に適しています。
- ③介護施設と異なり介護認定の制約が無く、退院先としての選択が容易です。
- ④「介護サービスを提供している有床診療所」に急性期病院から紹介・転院した場合、患者様は「自宅に帰った」とみなされ、紹介元急性期病院の「在宅復帰率」向上に貢献します。
- ⑤急性期病院からのリハビリ転院において、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士らが多く在籍する「リハビリ強化型の有床診療所」では、病院の回復期リハビリテーション病棟と同様の医療を、より格安で受けられ、患者様やご家族様の経済的負担が軽減出来ます。

「地域医療構想実現を目指す医療行政」の皆様にとってのメリット

- (1)高度医療を要しない入院医療（慢性期医療・終末期医療・小手術等）の担い手を、入院基本料の高い病院ではなく、入院基本料の安い有床診療所に委ねて頂く事で、持続可能な地域医療の実現に不可欠な「医療費削減」に、有床診療所は無理なく貢献出来ます。
- (2)急性期治療が終了し、高度な入院医療を要しない患者様を、有床診療所が受け入れる事により、急性期病院は本来求められている重症患者様への治療に専念できます。
- (3)日本の分娩の約半数は有床診療所が担っており、特に地方においては数少ない貴重な分娩施設であります。

和有協 HP

「有床診療所を利用するメリット」 ご意見募集

回答用紙

診療所名

お名前

「患者様とそこご家族」の皆様にとってのメリット

「地域中核病院の病診連携室」の皆様にとってのメリット

「地域医療構想実現を目指す医療行政」の皆様にとってのメリット

回答締切：2019年1月27日 回答先：FAX0739-22-0538